

東浦町連絡所運営費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、連絡所の運営等に対する東浦町連絡所運営費交付金(以下「交付金」という。)の交付について、東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付)

第2条 東浦町連絡所設置に関する規則(昭和48年東浦町規則第12号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、各連絡所に対し、連絡所の運営等に必要な費用の一部を交付する。

(交付金の交付対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費は、規則第5条に定める事務に要する経費のうち、別表1に定めるものとする。

ただし、次の各号に掲げるものについては、対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業に要する経費
- (2) 東浦町暴力団排除条例(平成23年東浦町条例第16号)第2号第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業に要する経費
- (3) 慶弔費、交際費等社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の各号に定める基準により得た額の合計額とする。

- (1) 前年度の9月末日の町の人口に、190円を乗じて得た額を総額とし、別表2に定める割合を乗じて得た額。
- (2) 前年度の9月末日の各連絡所の世帯数に、195円を乗じて得た額

(交付金の交付時期)

第5条 町長は、交付金を原則として4月及び10月の2回に分割し、連絡所長の請求に基づき交付する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(東浦町文書送達業務交付金交付要綱の廃止)

- 2 東浦町文書送達業務交付金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

(1) 報償費	講師謝金、協力者に対する謝礼金等
(2) 旅費	交通費、通行料等
(3) 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費等
(4) 役務費	通信運搬費、保険料等
(5) 賃借料	機械・器具借上料等
(6) 備品購入費	器具の購入等
(7) 補助金・交付金	各種団体等に対する支援金
(8) その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

別表 2（第 4 条第 1 号関係）

項 目	交付金の総額に占める割合
人 口 割	100 分の 60 を町の総人口で除して得たものに、各連絡所の区域内に住所を有する人口を乗じて得た割合
面 積 割	100 分の 20 を町の面積で除して得たものに、各連絡所の区域の面積を乗じて得た割合
均 等 割	100 分の 20 を連絡所の数で除して得た割合

備考 割合に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。